

令和7年12月市議会定例会

病院事業局

議案説明資料

目 次

【予算案件】

- | | | |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | 令和7年12月病院事業会計補正予算（案）総括表 | 1 頁 |
| 2 | 病院事業債（経営改善推進事業）の発行について | 2 頁 |
| 3 | 報償費の補正について | 4 頁 |

【条例案件】

- | | | |
|---|--|-----|
| 4 | 富山市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する
条例制定の件について | 5 頁 |
|---|--|-----|

1 令和7年12月病院事業会計補正予算（案）総括表

(1) 収益的収入及び支出 (単位：千円)

科目	補正前の額	今回補正額	補正後の額
病院事業収益	15,193,675	20,000	15,213,675
1 医業収益	13,761,604		13,761,604
2 医業外収益	1,432,061	20,000	1,452,061
(1)他会計補助金	449,505	20,000	469,505
(2)補助金	102,815		102,815
(3)他会計負担金	815,319		815,319
(4)長期前受金戻入	12,155		12,155
(5)その他	52,267		52,267
3 特別利益	10		10
病院事業費用	15,474,027	41,809	15,515,836
1 医業費用	15,137,340	41,809	15,179,149
(1)給与費	8,192,609		8,192,609
(2)材料費	3,043,355		3,043,355
(3)経費	3,025,618	41,809	3,067,427
(4)減価償却費	806,186		806,186
(5)その他	69,572		69,572
2 医業外費用	336,387		336,387
3 予備費	300		300
差引	▲ 280,352	▲ 21,809	▲ 302,161

(2) 資本的収入及び支出 (単位：千円)

科目	補正前の額	今回補正額	補正後の額
資本的収入	1,503,696	636,000	2,139,696
1 企業債	1,264,400	636,000	1,900,400
2 出資金	160,893		160,893
3 補助金	78,393		78,393
4 寄附金	10		10
資本的支出	2,157,406		2,157,406
1 建設改良費	1,361,220		1,361,220
2 企業債償還金	796,186		796,186
差引	▲ 653,710	636,000	▲ 17,710

2 病院事業債（経営改善推進事業）の発行について

[経営管理課]

(1) 補正額 636,000千円

(2) 病院事業債（経営改善推進事業）の概要

令和6年度診療報酬改定や人件費高騰、物価高等の影響により、公立病院においては、赤字病院の割合が大幅に拡大するなど厳しい経営環境に直面していることから、経営改善実行計画を策定し、収支改善に取り組む公立病院の資金繰りを支援しつつ、経営改善を促進するため、令和7年度から新たに創設されたもの。

ア 発行期間 令和7年度から令和9年度まで

イ 起債対象 次のいずれか小さい額を発行可能額とする

① 資金不足額（流動負債－流動資産）

② 経営改善の取組による収支改善の効果額※

※収支改善の効果額×効果年数（最大5年分）

ウ 償還年限 15年以内（地方公共団体金融機構資金又は民間等資金）

エ 地方交付税措置 なし

(3) 病院事業局の対応

ア 令和7年度の本事業債の発行における考え方について

現時点では、恒常的な現金資金の不足は生じていないものの、人件費の高騰や物価高による経費の増加は今後も続くと見込まれることから、現金資金が逼迫していくことが想定される。

また、令和8年度診療報酬改定や医療機能の再編等の病院事業を取り巻く環境の急速な変化等により、収支が急激に悪化することも想定されるため、今後の安定的な現金資金の確保のために、制度上、借入出来る上限額を借り入れるもの。

イ	令和7年度の発行予定額	636,000千円
	(ア) 資金不足額見込※	636,000千円
	※地方財政法第15条第1項に基づく資金不足額であり、実際の現金資金の不足額とは異なる。	
	(イ) 経営改善の取組による収支改善の効果額	723,000千円

ウ 令和8年度以降の予定

現金資金残高や執行見込の状況次第ではあるが、原則として、安定的な現金資金の確保のため、借り入れる予定。

(4) スケジュール

令和7年 12月	12月補正予算を議会に上程 本事業債の県への二次協議 県による本事業債の同意（補正予算議決後）
令和8年 2～3月	本事業債の借り入れ
令和8年 4～5月	令和8年度の経営改善実行計画の提出

3 報償費の補正について

〔経営管理課〕

(1) 補正額 41,809千円

〔財源内訳 他会計補助金 20,000千円〕

(2) 補正の目的

市民病院の応援医師の増加により報償費が不足するため。

(3) 報償費が増える主な理由

- ① 常勤医の不足のため
- ② 産育休等の代替職員の確保が困難なため

(4) 補正の内容

(単位：千円)

区分	補正前の額	今回補正額	補正後の額
報償費	101,928	41,809	143,737

4 富山市病院事業の設置等に関する条例等の一部を 改正する条例制定の件について

[総務医事課]

(1) 改正の趣旨

富山市まちなか総合ケアセンター内の「富山市まちなか診療所」を病院事業局へ所管替えすることに伴う所要の改正を行うもの。

(2) 改正の目的

超高齢社会の到来に伴い、高齢者特有の疾患への対応や看取りにも対応した在宅療養の需要が今後ますます増加することが予測されている。

在宅医療を担うまちなか診療所を、高度急性期・急性期医療を担う市民病院や回復期医療を担うまちなか病院と一体的に運用することによって、切れ目のない医療提供体制を構築するとともに、回復期から在宅復帰への支援強化を図るもの。

(3) 改正の内容

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正し、病院事業を行う診療所として「富山市まちなか診療所」を追加する。また、附則で、次に掲げる条例の一部改正を行う。

ア 富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

富山市まちなか診療所医療事故調査委員会の委員の報酬を次のとおり規定する。

委員長 19,000円

委員長以外の委員 17,000円

イ 富山市特別会計条例の一部改正

富山市まちなか診療所事業特別会計の廃止と、同会計の現金等が富山市病院事業会計に帰属することを規定する。

ウ 富山市附属機関設置条例の一部改正

次の委員会を追加する。

(7) 「富山市まちなか診療所倫理委員会」

名称 富山市まちなか診療所倫理委員会

所掌事務

富山市まちなか診療所で行われる医療行為、医学研究及び医学教育等に関する倫理的配慮が必要である事項について審議する事務

委員の定数 10人以内

委員の任期 2年

(イ) 「富山市まちなか診療所医療事故調査委員会」

名称 富山市まちなか診療所医療事故調査委員会

所掌事務

富山市まちなか診療所において発生した医療事故に関する事項について調査審議する事務

委員の定数 医療事故ごとに10人以内

委員の任期

委嘱の日から当該医療事故の調査審議が終了した日まで

エ 富山市まちなか総合ケアセンター条例の一部改正

「富山市まちなか診療所」に関する規定を削除する。

(4) 施行期日

令和8年4月1日